

# 令和6年度 第2回日置市文化財保護審議会



市来鶴丸城確認調査現地説明会

(令和6年7月26日 市指定史跡「市来鶴丸城跡」東市来町長里)

日時 令和7年2月7日(金) 14:00～

場所 日置市中央公民館 3階 大会議室

## 《会次第》

- 1 開会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 審議等
  - (1) 令和6年度事業報告について
  - (2) 令和7年度事業計画について
  - (3) 国登録有形文化財の申請について
  - (4) その他
- 4 閉会

日置市文化財保護審議会委員

任期 令和 5 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日

| 役職  | 氏名    |
|-----|-------|
| 会長  | 西郷隆文  |
| 副会長 | 楠生恭二  |
|     | 池上成昭  |
|     | 石川みどり |
|     | 上田耕   |
|     | 森田清美  |
|     | 帖佐秀人  |
|     | 早川良行  |

## 1 令和6年度事業報告

### (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地等における確認調査

公共・民間事業に伴う確認調査。約12件の工事届・通知に対し、6件の確認調査実施（2月1日現在）。

ア 市ノ原遺跡（東市来町湯田、個人住宅建築・浄化槽設置工事）4月9日

イ 梅岳寺跡付近（範囲外、伊集院町下谷口、店舗敷地造成計画に伴う造成）4月11日

ウ 郡遺跡付近（範囲外、伊集院町郡一丁目、店舗敷地新設（切土）工事計画）4月12日。

エ 市来鶴丸城跡（東市来町長里、治山事業計画）7月19日～8月1日（土日を除く10日間）

オ 辻堂原遺跡（吹上町田尻、畑地帯総合整備事業（担い手育成型）吹上地区に係るかんがい給水栓、配水路埋設工事及びアスファルト舗装工事計画）10月8・9日

カ 今堀遺跡（日吉町吉利、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））12月23日・24日、4月予定（継続中）

### (2) 保護事業（文化財保護審議会及び研修会等）

ア 第1回指導主事等会議（文化財・文化行政担当者・県教委主催）令和6年4月12日（金） オンライン開催

イ 文化財保護行政担当職員研修会（県教委主催）令和6年5月24日（金）

於 鹿児島市（かごしま県民交流センター）

ウ 鹿児島地域文化財保護審議会委員及び文化財行政担当者等研修会（鹿児島教育事務所主催）令和7年7月16日（火）

於 いちき串木野市（いちきアクアホール）

エ 文化財研修講座（県教委主催）

令和5年8月2日（金） 於 鹿児島市（鹿児島県立図書館）

オ 第1回日置市文化財保護審議会

令和5年8月1日（木） 於 日置市中央公民館

カ 日置地区文化財担当者等研修会（日置地区社会教育振興会・鹿児島教育事務所主催）令和6年11月19日（火）

於 日置市（大汝牟遅神社の「千本楠」社叢）・南九州市（知覧城跡・清水磨崖仏）

キ 埋蔵文化財技術講座（鹿児島県立埋蔵文化財センター主催）

（ア）基礎講座 令和6年7月19日（金）

於 志布志市（野首遺跡・志布志市文化会館）

（イ）技術講座（調査技術） 令和6年8月22・23日（木・金）

於 霧島市（同センター）

（ウ）調査研究 令和7年2月13・14日（木・金）

於 霧島市（同センター）

ク 第3回日置市文化財保護審議会

令和6年2月9日（金） 於 日置市中央公民館

（3）奉納・公開一市内県・市指定無形民俗文化財一

ア 県指定無形民俗文化財

（ア）伊作太鼓踊（入来保存会）

9月21日（土・延期）於 吹上町湯之浦南方神社他同町内各地

（イ）大田太鼓踊り・徳重大バラ太鼓踊り

10月26日（土） 於 徳重神社（神明神社・報恩寺跡・日枝神社他）

（ウ）吹上 大汝牟遅神社流鏝馬（伊作流鏝馬）

11月23日（土）於 吹上町中原 大汝牟遅神社

イ 市指定無形民俗文化財

（ア）お田植え踊（せつぺとべ（お田植え祭り））

6月2日（日） 日吉町日置 八幡神社（諏訪、山田、八幡、日新）・同町吉利 鬼丸神社（扇尾、吉利南・北・中区）

（イ）北山の火振り 8月15日（木）於 東市来町養母北山納骨堂

（ウ）太鼓踊（八幡・吉利中区休止）

諏訪 8月25日（日） 日吉町日置 諏訪（南方）神社

吉利北区 9月15日（日）於 日吉町吉利 北区公民館（敬老会）

吉利南区 8月24日（土）於 日吉町吉利 池王神社（当番）

（4）民俗芸能等伝承活動支援事業費交付金

対象団体55団体中38団体申請（令和7年2月1日現在）

（5）文化財の保護・管理

ア 文化財パトロール 未実施

イ 文化財保護協会等運営事業

各地域文化財保護協会（日吉14団体・吹上11団体）、日新公顕彰会、永吉南郷会

ウ 委託事業（シルバー人材センター・管理公社等；清掃・草払い）

- (7) 東市来地域 除草・清掃委託  
美山 薩摩焼窯跡・南京皿山跡（県指定史跡）、五本松窯跡・堂平窯跡（市指定有形考古資料）、長里 市来鶴丸城跡（市指定史跡）
- (イ) 伊集院地域 除草清掃作業
- (ウ) 日吉・吹上地域  
日吉地域文化財保護協会による清掃委託  
鹿児島県指定文化財「日置市吹上町の大汝牟遅神社の「千本楠」社叢」伐採業務委託（現状変更）
- エ 文化財保護啓発活動
  - (7) 文化財保護強調週間 11月1日（金）～同7日（木）
  - (イ) 文化財防火デー 1月26日（日）
- (6) 資料館運営
  - ア ひよし歴史資料室（日置市役所日吉支所2階）
  - イ 吹上歴史民俗資料館（日置市吹上中央公民館横）  
燻蒸業務、警備・消防設備点検委託等
- (7) 文化財関連事業
  - ア 平和事業（日置市総務企画部総務課主管）  
吹上歴史民俗資料館所蔵戦時関連資料展示
  - イ 史跡めぐり歩こう会（市教委・各地域子ども会育成会共催）  
令和7年2月15日（土）4地域実施（美山・土橋・日置川東・吹上地区）
- (8) かごしま無形民俗文化財（民俗芸能）伝承活動表彰（報告）
  - ア 県指定無形民俗文化財「大田太鼓踊り」大田太鼓踊保存会（伊集院）  
奨励賞1人
  - イ 市指定無形民俗文化財「お田植え踊」（鎌踊）
    - (7) 山田鎌踊保存会（山田自治会田植え踊り保存会） 特別奨励賞1人
    - (イ) 諏訪笹踊保存会 奨励賞17人
- (9) 鹿児島県文化財功労者表彰 池上成昭 氏 受賞

## 2 令和7年度事業計画

### (1) 発掘事業—民間事業等に伴う確認調査（随時）—

#### (2) 報告書作成

市来鶴丸城跡報告書作成業務委託

令和6年度に実施した市来鶴丸城跡確認調査や、過去の調査成果を踏まえた調査報告書の作成業務委託。

### (3) 保護事業—文化財保護審議会及び研修会等（予定）—

#### ア 第1回指導主事等会議（文化財・文化行政担当者）【県】

4月14～16日（月～水）オンライン開催予定

#### イ 鹿児島県市町村文化財保護行政担当職員研修会【県】

5月23日（金）於 かがしま県民交流センター（鹿児島市）

#### ウ 鹿児島地域文化財保護審議会委員及び文化行政担当者等研修会

7月15日（火） 於 鹿児島市

#### エ 第1回日置市文化財保護審議会【市】

8月1日（金）於 日置市中央公民館

#### オ 埋蔵文化財技術講座【県】

例年7・8・2月（いずれも日程・場所等未定）

#### カ 文化財研修講座【県】

例年8月（日程・場所等未定）

#### キ 日置地区文化財担当者等研修会【地区】

11月18日（火）（場所未定）

#### ク 第2回日置市文化財保護審議会【市】

2月6日（金）市中央公民館

### (3) 奉納・公開—市内県・市指定無形民俗文化財—

#### ア 県指定無形民俗文化財

(ア) 吹上 伊作太鼓踊（和田保存会）8月28・29日（木・金）

(イ) 伊集院 大田太鼓踊・徳重大バラ太鼓踊 10月25日（土）

(ウ) 吹上 大汝牟遅神社流鏝馬（伊作流鏝馬）11月23日（日・祝）

#### イ 市指定無形民俗文化財

(ア) 日吉 お田植え踊（せっぺとべ）（日吉）6月1日（日）

(イ) 伊作田踊り（東市来）8月中旬

(ウ) 北山の火振り（東市来）8月15日（金）

(エ) 日吉 太鼓踊り（諏訪・八幡・吉利中区）8月下旬

### (4) 民俗芸能等伝承活動支援事業費交付金

対象団体55団体 ※5期2年目

(5) 文化財の保護・管理

ア 文化財パトロール

5月中旬予定 各地域内各史跡等（未定）

イ 文化財保護協会運営事業

各文化財保護協会（日吉・吹上地域）等に補助金

ウ 委託事業（清掃・草払い）

シルバー人材センター、管理公社、日吉、吹上地域の文化財保護協会による市指定史跡等の清掃委託

エ 文化財保護啓発活動

(ア) 文化財保護強調週間 11月1日（土）～同7日（金）

(イ) 文化財防火デー 1月26日（月）

オ 文化財等の整備

市内文化財や説明板等の設置・修繕

(6) 資料館運営

ア ひよし歴史資料室（日置市役所日吉支所2階）

イ 吹上歴史民俗資料館（日置市吹上中央公民館横）

(7) 文化財関連事業

ア 平和事業（日置市総務企画部総務課主管）

吹上歴史民俗資料館所蔵戦時関連資料展示

イ 史跡めぐり歩こう会（市教委・各地域子ども会育成会共催）

2月21日（土） 4地域（鶴丸・伊集院北・日新・永吉）で実施予定

### 3 国登録有形文化財の申請について

# ○日置市文化財保護審議会条例

平成17年 5 月 1 日

条例第98号

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を適正に行うため、日置市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日置市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。